

■ 阪神高速多頻度割引 (事業者向け)

割引開始

平成17年10月1日(土)ご通行分(平成17年11月ご請求分)から適用

※「期間限定阪神高速ETCポイント割引」は、平成17年9月30日をもって廃止いたします。

■ **対象車両** 阪神高速道路をETCコーポレートカードにより無線通行でご利用いただく車両(ETC路線バス割引適用車両を除く)

■ **割引方法** ETCコーポレートカードごとの月当たりのご利用合計額(100円未満切り捨て)に応じて右表のとおり割引率を適用し、割引後の金額を翌月にご請求いたします。

月間ご利用額 (ETCコーポレートカードごと)	割引率
5,000円以下の部分	なし
5,000円超~10,000円以下の部分	3%
10,000円超~35,000円以下の部分	6%
35,000円超~70,000円以下の部分	8%
70,000円を超える部分	13%

ETCコーポレートカードにより回数券付替サービスをご利用のお客様へ

● 「阪神高速多頻度割引(事業者向け)」に関するお問い合わせ

阪神高速道路株式会社 大阪管理部 営業グループ TEL.06-6576-3881 (代) 神戸管理部 営業グループ TEL.078-331-9801 (代)
湾岸管理部 営業グループ TEL.06-6575-4430 業務部 営業管理グループ TEL.06-6252-8121 (代)

● 受付時間/9:30~17:00 (土・日・祝日を除く)